

高齢者の交通事故防止

加齢に伴って身体機能の変化を感じてはいませんか。
以前より歩行速度が緩やかになったり、瞬発力の低下などを感じている方は、普段から特に注意しなくてはなりません。

めんどくさいと感じても、自分の身を守るために以下のことを徹底しましょう。

- 横断時は横断歩道を利用しましょう
- 横断の開始時だけでなく、横断中の安全確認を徹底しましょう
(道路中央部からは左から進行してくる車両の確認を徹底)
- 斜め横断、車両の直前直後の横断はやめましょう
- 押しボタン信号のある横断歩道は信号を守って横断しましょう
- 片側2車線以上の多重車線では、信号機のある交差点の横断歩道を横断するようにしましょう
- 薄暗い時間帯や夜間では、目立つ色の衣服と夜光反射材を着用しましょう

高齢者交通安全5則

- ま つ (次の安全を待つ)
- み る (周囲の状況を見る)
- む りせず止まる (交差点などでは無理せず止まる)
- め 立つ (夜光反射材を着用して目立つ)
- も っと知る (自分の身体機能の変化をもっと知る)

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 担当：住吉 電話(0868)54-2621
津山警察署 電話(0868)25-0110

都市計画の縦覧について

以下の通り、都市計画の縦覧を行います。

1 縦覧期間

令和5年11月8日(水)から令和5年11月22日(水)までの午前8時30分から午後5時15分
※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

2 縦覧内容及び縦覧場所

項目	内容	縦覧場所
令和5年度津山広域都市計画 下水道の変更(鏡野町決定)	区域区分の変更に 伴う変更	岡山県苫田郡鏡野町竹田660番地 鏡野町役場 上下水道課

3 意見書の提出について

この都市計画の案について、都市計画法第17条第2項の規定(都市計画法第21条第2項において準用する場合を含みます。)に基づき、鏡野町の住民及び利害関係人は、意見書を提出することができます。

意見書を提出される方は、縦覧場所備付けの意見書に氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載してください。なお、利害関係人の内、主たる事務所の所在地が町外の方は、利害関係の内容についても記載してください。

①意見書の提出期間/令和5年11月8日(水)から令和5年11月29日(水)

②意見書の提出方法/提出期間内に下記まで提出してください。

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660番地 鏡野町役場 上下水道課

お問い合わせ先

鏡野町上下水道課 担当：浅田 電話(0868)54-0001